

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定の一部解除……………(同)…二

公告

- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…三
- 土地改良区役員の就退任……………(産業労働局農林水産部農業振興課)…三
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同)…四
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出(二一件)……………(下水道局)…四
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定(三件)……………(同)…五
- 令和二年度(島しょ地区)防火管理講習及び防災管理講習の実施……………(東京消防庁)…六

告示

●東京都告示第千四百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき町田都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年十一月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 町田市

二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画道路事業三・三・二〇八号鶴川駅北口線

三 事業施行期間 令和二年十一月二十四日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 町田市能ヶ谷一丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第千四百三十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十一月二十四日

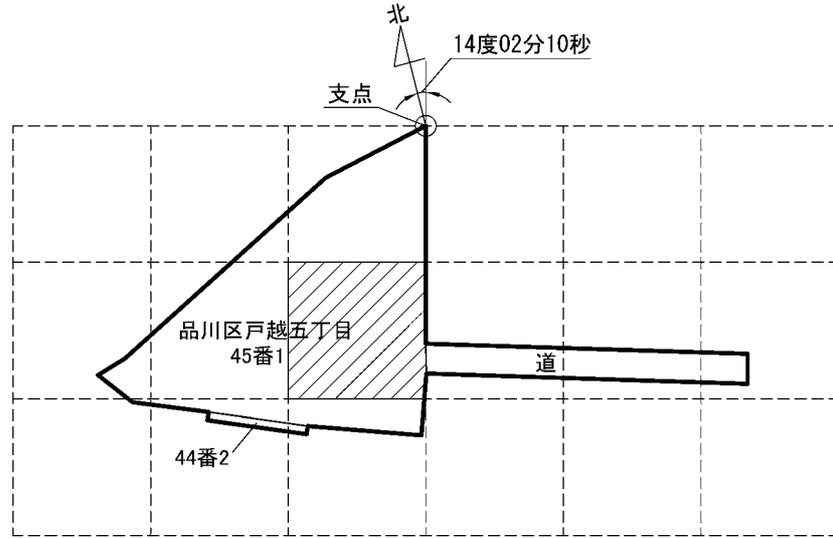
東京都知事 小池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり(品川区戸越五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有

害物質の種類 ふっ素及びその化合物
三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



凡 例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 要措置区域

支 点
支点は、品川区戸越五丁目45番1の最北端とする。

格子の回転角度(14度02分10秒)
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

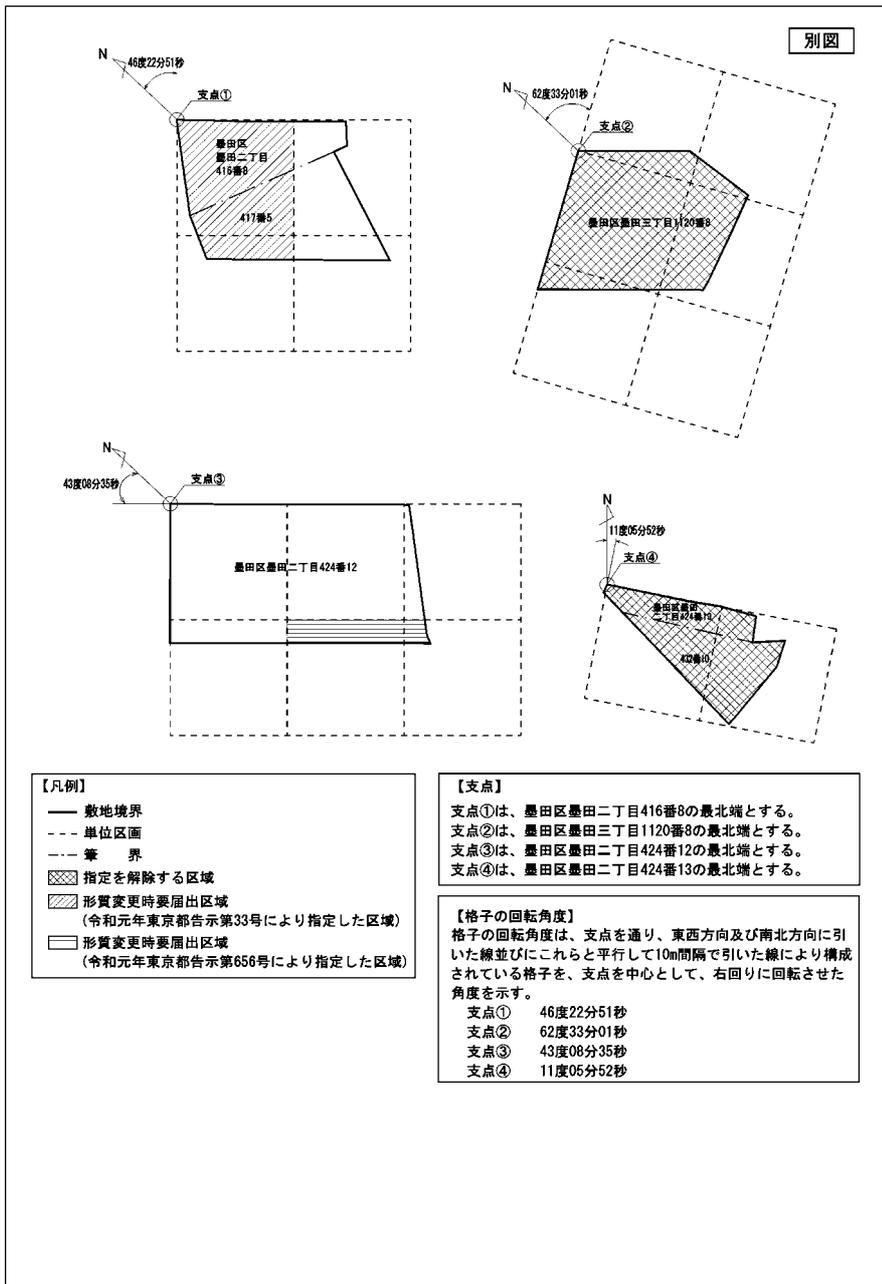
●東京都告示第千四百三十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、令和元年東京都告示第三十三号により指定した区域の一部及び令和二年東京都告示第三十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十一月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(墨田区墨田二丁目及び三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十一月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

三 東村山市青葉町一丁目十三番 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

東久留米市柳窪四丁目四百九十番一及び四百九十一番の一部（第二工区） 西東京市東伏見三丁目六番十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

土地改良区役員の就退任について

昭島用水土地改良区理事長谷部直行から令和二年十月十五日付けで役員の就退任届があったので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により公告する。

令和二年十一月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 退任

退任年月日 令和二年九月二十二日

役員名	住 所	氏 名	備 考
理事	昭島市拝島町四丁目十番四十一号	谷部 直行	理事長
同右	同 市東町四丁目十七番六号	坂本 陽	副理事 長
同右	同 市玉川町五丁目二十番九号	伊藤 孝弘	
同右	同 市福島町二丁目二番三十号	新藤 克明	
同右	同 市玉川町三丁目二十九番六号	薬袋 芳高	
同右	同 市玉川町五丁目十番三号	石川 實	
同右	同 市宮沢町三丁目五番十五号	小池 孝	
同右	同 市拝島町二丁目八番十三号	野島 喜博	
監事	同 市大神町四丁目二十番五号	森田 健	
同右	同 市中神町二丁目三十四番五号	川島 章夫	
二 就任			
就任年月日	令和二年九月二十三日		
役職名	住 所	氏 名	備 考
理事	昭島市拝島町四丁目十番四十一号	谷部 直行	理事長
同右	同 市郷地町一丁目九番十三号	紅林 隆男	副理事 長
同右	同 市田中町二丁目十番十二号	小池 克彦	
同右	同 市玉川町五丁目二十番九号	伊藤 孝弘	

同右	同 市中神町二丁目三番十三号	植田 育宏
同右	同 市宮沢町二丁目十三番十九号	鈴木 実
同右	同 市拝島町二丁目八番十三号	野島 喜博
監事	同 市福島町二丁目二番三十号	新藤 克明
同右	同 市玉川町三丁目二十九番六号	薬袋 芳高
土地改良法の定款変更の認可について		
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、府中用水土地改良区の定款の変更を令和二年十一月二十四日認可した。		
令和二年十一月二十四日	東京都知事	小 池 百合子
東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について		
東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。		
令和二年十一月二十四日	東京都下水道局長	和賀井 克 夫
一 事業所の所在地を変更した事業者		
受理年月日	指定番号	商号又は名称
令和二年四月二六日	四四二六	株式会社 立川市上砂
		旧事業所所在地
		立川市幸町

年八月三日	柴田工業	町一丁目三番地の六	二丁目五十二番地の七
同月四日	株式会社城口研究	千代田区神田多町二丁目九番二号	千代田区鍛冶町一丁目五番七号
同月六日	川村工業株式会社	杉並区本天沼二丁目四十二番十九号	中野区大和町一丁目三十一番四号
同月十日	株式会社トライ・テック	大田区大森北一丁目一番五号	大田区大森北四丁目十二番二十二号
同日	横田鑿井工業所	世田谷区喜多見一丁目五番十一号	世田谷区上用賀六丁目二十二番一
令和二年八月二十日	株本建設工業株式会社東京支店	渋谷区円山町二十三番九号	渋谷区円山町二十三番九号
二 代表者を変更した事業者			
受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名
令和二年八月三日	四四二六	株式会社柴田工業	西岡 元治
同月十一日	二六七七	菊崎住設株式会社	菊崎 英二
同月十日	五三四九	有限会社	榎本 一樹
			榎本 直樹

三日 榎本商会
 同月十 〇八七七 ジーケー 群司 大介 群司 邦郎
 八日 工業株式 会社
 同月二 五五八六 株本建設 濱田 英明 仲山 隆久
 十日 工業株式 会社東京 支店
 同月二 四九七三 八洲興業 柿本 淳成 米山 直弓
 十四日 株式会社

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

令和二年十一月二十四日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 商号又は名称を変更した事業者

受理年 指定番号 新商号又は名称 旧商号又は名称 事業所所在地
 令和二年九月 五三四六 シンワエ 株式会社心 調布市八雲
 同日 リンジア 羽管工 台一丁目二
 同日 リングス 株式会社 十八番地一

二 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 指定番号 商号又は名称 新事業所所在地 旧事業所所在地
 令和二年九月 五三八〇 有限会社 武蔵村山市 国分寺市富
 同日 白崎設備 残堀二丁目 士本三丁目
 同日 工業 十六番地の

三 代表者を変更した事業者

同日 五四四六 シンワエ 調布市八雲 調布市富士
 同日 リンジア 台一丁目二 見町一丁目
 同日 株式会社 十八番地一 二十番地三
 同日 株式会社 十六
 令和二年九月 三一一八 九興総合 豊島区東池 豊島区東池
 同日 設備株式 袋一丁目十 袋三丁目一
 同日 株式会社 八番一号 番一号サ
 同日 Harez ンシャイン
 同日 aTowe 六〇一三十
 同日 r十階 五階
 同日 株式会社 新宿区築地 文京区関口
 同日 共進プラ 町十九番地 一丁目二十
 同日 ンニング 大藤社ビ 九番七号
 同日 ル四〇三 上村ビル一
 同日 〇一号室

受理年 指定番号 商号又は名称 新代表者名 旧代表者名
 令和二年九月 四五二九 株式会社 坪井 速世 井上 榮舉
 同日 パイプ技 研
 同日 〇〇〇九 千賀商事 室木 里絵 室木 正春
 同日 株式会社
 同日 三一一八 九興総合 設備株式 中村 敬士 安部 一雄
 同日 会社
 令和二年九月 三〇四九 有限会社 新島 則夫 諸井 達夫
 同日 モロイ
 同日 三三二〇 有限会社 町田 裕司 阿部 寿
 同日 丸和建设 工業
 同日 四五四二 有限会社 川崎 陽子 上村 俊市
 同日 川崎建設

同月二 二三二七 池田煖房 浅田 真吾 清水 一郎
 十八日 工業株式 会社本店

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

令和二年十一月二十四日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 指定した事業者

指定番号 商号又は名称 代表者 事業所所在地
 五六九九 協同組合 貝澤 二郎 中央区日本橋箱崎町
 東京都水道請負工事連絡会 五番四号 三階
 五七〇〇 山一工業 海老沢和哉 中野区本町五丁目二
 所 十三番十一号
 五七〇一 清巧工業 本間 淳 府中市西府町一丁目
 株式会社 三十八番地の三十

二 指定年月日

令和二年八月十九日

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者

者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七
条の規定により公告する。

令和二年十一月二十四日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 指定した事業者

指定番号 商号又は
名称

代表者

事業所所在地

五七〇二 多田建設 多田 次子 大田区南雪谷四丁目
株式会社 五番三号

五七〇三 目黒住設 武藤 寛 目黒区自由が丘一丁
株式会社 目十九番三十号
ア自由が丘一〇四

五七〇四 株式会社 小山内克之 江戸川区篠崎町二丁
O・S・ 目七番一号 イース
S住設 トハイム篠崎一〇〇
五

五七〇五 J A M P 小山堅太郎 東村山市久米川町二
a c k株 丁目三十一番地六
式会社 メゾンホークロー
一〇三

五七〇六 株式会社 小川 直也 西東京市住吉町五丁
ナプリス 目五番三号

二 指定年月日

令和二年九月九日

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九
号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者
を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業
者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七
条の規定により公告する。

令和二年十一月二十四日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 指定した事業者

指定番号 商号又は
名称

代表者

事業所所在地

五七〇七 有限会社 江澤 勇氣 葛飾区鎌倉四丁目二
江沢設備 十二番六号

五七〇八 金子工業 金子 実 板橋区小茂根一丁目
株式会社 二十番二号 二〇五
号室

二 指定年月日

令和二年十月七日

令和2年度（島しょ地区）防火管理講習及び
防災管理講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1
号イに規定する甲種防火管理講習及び同令第47条第1項第
1号に規定する防災管理講習を次のとおり行う。

令和2年11月24日

東京消防庁
消防総監 安 藤 俊 雄

1 講習の区分
甲種防火管理新規講習及び防火管理新規講習を併せて
実施する講習

2 受講対象者
消防法（昭和23年法律第186号）第8条に基づき防火
管理義務対象物の防火管理者として選任される予定のあ
る者及び同法第36条に基づき防火管理対象物の防火管理
者として選任される予定のある者

3 講習の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

令和3年1月16日（土曜日）及び同月17日（日曜
日）の2日間

両日とも午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

三宅支庁第二庁舎

三宅島三宅村伊豆642番地

三宅島三宅村伊豆642番地

4 受講申請の受付場所及び受付期間

(1) 受付場所

三宅支庁総務課行政担当

三宅島三宅村伊豆642番地

(2) 受付期間

この公告の日から令和3年1月8日（金曜日）午後
3時まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京
都条例第10号）に定める休日を除く。）

5 問合せ先

東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-
3255-2945）

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一〇一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号 三〇〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

